

関税・外国為替等審議会令の一部を改正する政令（案）参照条文

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（抄）

（関税・外国為替等審議会）

第八条（省略）

一～四（省略）

2 前項に定めるもののほか、関税・外国為替等審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他関税・外国為替等審議会に關し必要な事項については、政令で定める。